

令和8年度（令和7年分）市・県民税申告 日程表

- ◎ 申告会場の混雑緩和のため、お住まいの地区(大字単位)ごとに申告日時の振り分けを行いますので、できる限り申告指定日にお越しください。
(やむを得ず、申告指定日にご都合が悪い方は、申告期間中に開設されているいずれかの会場にお越しください。)
- ◎ 申告期間中(土日祝日含む)は、市民税課窓口で申告をお受けすることはできませんので、ご了承ください。
- ◎ 午前11時30分から午後0時30分は昼休憩のため会場を閉鎖します。会場内には入れませんので、受付時間までにお越しください。

地区	会場	申告指定日	午前の部 開場時間:午前8時30分 受付時間:午前9時～午前11時	午前11時30分～午後0時30分	午後の部 開場時間:午後0時30分 受付時間:午後1時～午後3時30分
関城地区	タ生 一生涯 会議室 ア習 ノン	2/5 木	関本肥土・関本上中・関本中		関本分中・関本上・船玉
		2/6 金	関本下・上野		江・板橋・舟生
		2/9 月	藤ヶ谷		犬塚・関館・辻
		2/10 火	井上・梶内・木戸		花田・花橋・黒子・西保末・稻荷
明野地区	明野 会議支 所	2/13 金	海老ヶ島・有田・中根・倉持		松原・田宿・新井新田・山王堂
		2/16 月	猫島・宮山・宮後・押尾・上西郷谷		中上野・寺上野・向上野
		2/17 火	海老江・鷺島・谷原・成井・高津		赤浜・東石田・東保末・築地
		2/18 水	村田・吉田・竹垣		下川中子・古内・大林・内淀・鍋山
協和地区	(旧協和公民館) テ協 イ和 セコ ンミ タユ ー二	2/20 金	井出姥沢・向川澄		横塚・蓮沼
		2/24 火	小栗1～2999番地まで		小栗3000番地以上・蓬田
		2/25 水	門井1～1699番地まで・久地楽・古郡・三郷		門井1700番地以上・新治
		2/26 木	細田・柳・八幡・下星谷・谷永島・知行・清水		上星谷・下郷谷・大島・桑山
下館地区	スピカビル地下1階多目的スペース	2/27 金	菅谷・外塚・西谷貝・岡芹・岡芹一丁目・谷中・西大島	（会場内には入れません）	岡芹二丁目・石原田・栗島・笹塚
		3/2 月	下平塚・神分・布川		飯島・伊讚美
		3/3 火	小川・伊佐山		下川島・女方
		3/4 水	市野辺・稻野辺・直井・高島		金丸・横島・川澄・小林
		3/5 木	成田・塚原・下中山・蕨・上川中子・深見		島・大塚・川連・徳持・茂田
		3/6 金	五所宮・子思儀・小塙・山崎・上平塚・西山田		森添島・灰塚・掉ヶ島・大谷・下江連
		3/9 月	泉・石塔・柴山・谷部・樋口・林		筑瀬・口戸・中館・八丁台・折本
		3/10 火	八田・下高田・蒔田・国府田・上中山・野		羽方・大関・奥田・落合
		3/11 水	玉戸1～1299番地まで・西方		玉戸1300番地以上
		3/12 木	幸町・二木成		一本松・野殿・下野殿
		3/13 金	下岡崎・榎生・野田・西石田		西榎生・東榎生・嘉家佐和・旭ヶ丘
		3/16 月	旭町・稻荷町・大町・春日町・金井町・桜町・十軒町 末広町・鷹場町・田町・本城町・みどり町		東町・荒町・泉町・栄町・新花町・田中町・西町 根岸町・富士見町・南町・薬師町

令和8年度（令和7年分）市・県民税の申告について

1. 市・県民税の申告が必要な方 ※令和8年1月1日現在、筑西市に住所を有し、以下に該当する場合、申告が必要です。

- (1) 事業(営業等、農業)・不動産(地代、家賃)などの所得がある方
- (2) 給与所得者で、勤務先から本市に給与支払報告書の提出がない方、給与を2か所以上から受けた方、給与以外の所得がある方
- (3) 雑所得(個人年金、原稿料、講演料、シルバー人材からの報酬など)や一時所得(当選金、生命保険の満期金など)がある方
- (4) 公共事業(土地収用)等のために土地を譲渡した方
- (5) 障害年金・遺族年金など非課税所得のみ又は収入が無く、かつ、税法上の扶養になつていよい方
- (6) 税法上の扶養になつてゐる方のうち、扶養主が筑西市以外に住所を有してゐる方

[公的年金等を受給されている方へ（確定申告不要制度について）]

- ア 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要です。ただし、医療費控除等により所得税の還付を受けるときは、確定申告が必要です。
- イ 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除等)以外の各種控除を追加することにより市・県民税が減額される方は、市・県民税の申告が必要です。

2. 市・県民税の申告が不要な方 ※以下に該当する場合、申告は必要ありません。

- (1) 税務署に所得税の確定申告書を提出する方
- (2) 給与を1か所から受け、当該給与以外の所得がなく、かつ、勤務先から本市に年末調整済の給与支払報告書の提出がある方
- (3) 障害年金・遺族年金など非課税所得のみ又は収入が無く、かつ、令和8年1月1日現在、筑西市に住所を有する者に税法上で扶養されている方

[収入がなかつた方でも申告が必要な場合があります]

- ア 申告内容は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の算定資料となりますので、これらの被保険者や被扶養者で「市・県民税の申告が必要な方」は、申告書の提出をお願いします。
- イ 税法上で扶養されている方でも非課税証明書は発行できますが、所得額の記載の無い証明書になりますので、所得額が記載された証明書が必要な場合は、市・県民税の申告が必要です。

3. 市が設置する会場でお受けできない申告(例示) ※以下に該当する方は、税務署で申告してください。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 土地又は建物を譲渡した方(土地収用を除く) | <input type="checkbox"/> 株式等の譲渡、先物取引や仮想通貨の申告をする方 |
| <input type="checkbox"/> 国外株式等があり外国税額控除を受ける方 | <input type="checkbox"/> 災害等による雑損控除を受ける方 |
| <input type="checkbox"/> 住宅借入金等特別税額控除の初年度の申告をする方 | <input type="checkbox"/> 令和8年度(令和7年分)以外の申告をする方 |
| <input type="checkbox"/> 青色申告・損失申告・消費税申告・贈与税申告をする方 | <input type="checkbox"/> 消費税の課税事業者の方 |

4. 必要書類（お持ちいただくもの）

- 「マイナンバーカード」又は「通知カード+身分証明書(運転免許証、資格確認書など)」
- 「給与、退職金、公的年金等の源泉徴収票(原本)」※給与所得や年金所得がある方のみ
- 「收支内訳書(収入と支出の分かる帳簿、領収書)」※事業所得(営業等、農業)や不動産所得がある方のみ
- 「所得控除の証明書(医療費、社会保険料、生命保険、個人年金、地震保険料等の支払証明書など)」
- 「還付金の振込先(金融機関、支店、種別、口座番号)が分かるもの(本人名義の口座に限る)」※還付申告の方のみ
- 「税務署からのお知らせハガキ」※税務署から届いた方のみ
- 「利用者識別番号が分かる書類」※利用者識別番号をお持ちの方のみ

◎会場においてスマホ申告(e-Tax)のサポートを希望の方

- スマートフォン(マイナンバーカード読み対応機種)※「マイナポータルアプリ」をインストールしてください。
- マイナンバーカード
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4ケタ)
- 署名用電子証明書の暗証番号(英数字6文字以上16文字以下)

5. 注意事項

上記のとおり、不動産や株式等にかかる譲渡所得の申告、先物取引や仮想通貨にかかる申告、外国税額控除や雑損控除にかかる申告、印紙を発行できる事業者(消費税の課税事業者)の方については、市が設置する会場ではお受けできませんので、下館税務署で申告してください。ご協力をお願いします。